

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第7号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (委任事項等) 第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(13) [略] <u>(14) 教育に関する法人の解散命令及び公益信託の引受けの許可をすること。</u> (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] 2 [略] | (委任事項等) 第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] 2 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。